

**日東物流が新しい「一般事業主行動計画」を発表**

**社員のライフステージに対応した新たな取組みをスタート**

千葉県・四街道市で冷凍・チルド帯の食品を中心とした運送事業を展開する株式会社日東物流（代表取締役：菅原拓也）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、2025年4月より新しい「一般事業主行動計画」を策定、4月1日より施行を開始いたしました。

“ミライを、人で、つなぐ”を理念に、労働環境向上への積極的な取組みを通して、「従業員とその家族全員を大切にする企業文化」を醸成してきた当社は、従業員本人のワークライフバランスの充実だけでなく、より一層その家族全員が健康的で安心して生活できるよう、物流業界では珍しい新たな取組みを含めた「一般事業主行動計画」を策定、2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間を対象に実行いたします。

今回の行動計画では、所定外労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進といった、基本的な労働環境改善への取組みは当然の事、新たな取り組みとして、①これまで1万円だった「出産祝い金」を5万円に増額し、②育児休業を取得する社員に対し5万円の「子育て支援金」を支給することで、より充実した育児環境を整えられるよう、会社として支援します。さらに、③出産祝い金の対象範囲を「子」から「孫」にまで拡大、「孫育て支援金」として3万円を支給することで、トラックドライバーに多いミドル・シニア世代の大きなライフイベントである“孫の出産”にも対応、世代を超えた育児参加を促す環境を作ります。これにより、出産（若手～中堅層）、育児（子育て世代）、孫の誕生（ベテラン層）と、従業員の全世代のライフステージをカバーすることで、従業員とその家族全員の支援を充実させるだけでなく、世代間の公平性と包括性を向上させます。

今回の「一般事業主行動計画」の策定に際し、代表取締役の菅原は次のように述べています。

「わたしたち物流会社が目指すべき“安全”は、職場環境の良さや働きやすさのみに支えられるものではなく、ドライバーをはじめとする従業員が安心して働くための家庭環境の豊かさによっても支えられています。より安全に質の高いサービスを提供し、地域社会に貢献するため、これからも従業員とその家族を大切にする取組みを積極的に行ってまいります。」

人びとの暮らしと地域を支え、確かな未来をひらくため、私たち日東物流は、従業員の健康と生活の質の向上、そして地域貢献に積極的に取り組んでいます。これからも、社会の変化や業界の課題に積極的に対応し、新しい時代に求められる最高の輸送サービスを提供するため、より良い方向へ変化し続けます。

**＜日東物流「一般事業主行動計画」概要＞**

当社が2025年度より掲げる「一般事業主**行動計画」は、労働環境だけでなく、従業員の家庭環境の向上をも目的として制定。**所定外労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進といった基本的な取組みはもとより、**従業員およびその家族全員が世代を超えて支え合い、豊かに暮らすための様々な取組みを盛り込んでいます。なお、本制度の施行は2025年4月1日からとします。**

**計画期間： 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間**

**行動目標（抜粋）：**

1. **所定外労働時間を削減する**

**所定外労働時間の年間平均を、ドライバ―は80時間以内に、管理職は35時間以内に、内勤者は1時間以内にする。**

1. **社員の年次有給休暇取得を促進する**

**年間取得最低日数を、2025年はドライバーは10日、内勤者は18日とし、2030年には全社員が100％消化できるよう、段階的に引き上げる。**

1. **子どもの育児・看護を奨励する職場環境を構築する**

**これまで1万円だった「出産祝い金」を5万円に増額、さらに育児休業を取得する社員に対し、5万円の子育て支援金を支給し、育児休業の取得を奨励する。**

1. **従業員が安心して仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備する**

**出産・育児・看護が必要な場合、有給休暇を含めた長期休業を取得できるよう、優先的に業務調整を行う。**

1. **「孫育て支援制度」を導入、家族が支え合うため世代を超えて育児参加しやすい職場風土を醸成する**

**孫の世話・看病をするための特別休暇「孫育て休暇」を導入、孫が1歳になるまでの年において、子ども1名につき1回、2日間の特別休暇を支給するとともに、「孫育て支援金」として3万円を支給する。**

1. **会社全体として地域社会の子育て支援に取り組む**

**地域の子どもたちに職業を考える機会を与えるため、会社見学の受け入れや学校への講演活動を積極的に行う。**

**一般事業主行動計画について：**

**一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、（１）計画期間、（２）目標、（３）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものであり、従業員101人以上の企業には、その策定・届出、公表・周知が義務付けられています。**



**■　株式会社日東物流について**  
株式会社日東物流は、「ミライを、人で、つなぐ」を経営理念に掲げ、関東エリアを中心に生鮮食品や飲料などの食料品を24時間体制で配送している運送会社です。運行上の安全管理の徹底はもとより、業界に先駆けて、働きやすい労働環境の提供や健康診断の実施といった乗務員の生活安全向上に向けた様々な取り組みを行うなど、社会の変化や業界の課題に対応し、新しい時代に求められる最高の輸送サービスを提供するため、より良い方向へ変化し続けています。

また当社は、千葉県で初めて物流会社として、経済産業省の認定する「健康経営優良法人」に選出されたほか、リクルート主催の「GOOD ACTIONアワード」や産経新聞社主催の「千葉元気印企業大賞」を受賞するなど、物流業界にて高く評価されています。

社　名： 株式会社　日東物流（Nitto Butsuryu Co.Ltd.）  
所在地： 〒284-0001 千葉県四街道市大日572  
代表者： 代表取締役　菅原拓也  
設　立： 1995年2月  
資本金： 1,200万円  
URL： [nittobutsuryu.co.jp](https://www.nittobutsuryu.co.jp/index.html)



----------------

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社　日東物流　加藤（広報）

T： 043-424-3482　M： kato\_s@nittobutsuryu.co.jp